

新潟市告示 第449号

新潟市老人福祉センター黒埼荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第243条の2第1項の規定に基づき、新潟市老人福祉センター黒埼荘の使用料の徴収を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市西区緒立流通2丁目4番地1 新潟市老人福祉センター黒埼荘	新潟市西蒲区漆山8700 株式会社 関越サービス 代表取締役 小川 和宜